選挙運動用自動車賃貸借契約書

岩内町議会議員選挙候補者

(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 使用目的

公職選挙法に定める選挙運動用自動車として使用する。

- 2 使用車種及び登録番号
- 3 使用期間 年 月 日 から 年 月 日 まで ただし、当該選挙が無投票となった場合は、使用期間を短縮することができる。
- 4 契約金額 金 円(税込)

(内訳 1日につき

円(税込)× 日間)

ただし3のただし書に該当するときは、1日の単価に返却までの日数を乗じて得た額とする。

5 使用上の義務等

甲は、法令に従い当該自動車を運行する義務及び乙の定める約款に従う義務を負う。

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により 岩内町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、岩内町議会議員及び岩内町長の選挙に おける選挙運動の公費負担に関する条例に基づき岩内町に対し請求するものとし、甲は請求に 必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が岩内町に請求できる金 額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により岩内町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

7 その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他の法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 岩内町議会議員選挙候補者

住 所

氏 名

印

乙 住 所

名 称

代表者

印